

令和7年度

教育委員会定例会
(3月)

令和8年3月9日(月)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和8年3月9日（月） 午後3時

場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第23号 鹿屋市立鹿屋女子高等学校生徒用タブレット型端末の端末保証加入に係る保護者負担に関する規則の制定について (P 2)
- (2) 議案第24号 令和7年度教育委員会点検・評価について (P 5)
- (3) 議案第25号 鹿屋市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について (P 9)
- (4) 議案第26号 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正について (P 12)
- (5) 議案第27号 鹿屋市文化会館条例の一部改正について (P 14)
- (6) 議案第28号 鹿屋市王子遺跡資料館条例の一部改正について (P 22)

5 報 告

- (1) 鹿屋市立学校交流事業実施要領の一部改正について (P 25)
- (2) 鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部改正について (P 26)
- (3) かのやこどもPR大使台湾派遣事業の実施報告について (P 27)
- (4) 第10回 キッズビジネスタウン®の実施について (P 29)
- (5) 鹿屋寺子屋シンポジウムについて (P 31)
- (6) 高校生ミュージカルヒメとヒコについて (P 33)

6 動議の討論等

7 その他（お知らせ）

- ・大隅の古墳をめぐるバスツアー（入門編）について

8 閉 会

議案第23号

鹿屋市立鹿屋女子高等学校生徒用タブレット型端末の端末保証加入に係る保護者負担に関する規則の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年3月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

鹿屋市が保有する鹿屋女子高等学校生徒用タブレット型端末の端末保証への加入に係る費用について、生徒の保護者から徴収する額及び当該徴収に関する事項を定めるため、所要の規定を整備する必要があることから、本案を提出するものである。

鹿屋市立鹿屋女子高等学校生徒用タブレット型端末の端末保証加入に係る保護者負担に関する規則の制定に関する概要

1 制定理由

鹿屋女子高では、これまで市保有の生徒用タブレット型端末を校内利用に限定していたが、令和8年度の入学生から、タブレット型端末を活用した多様な学びを自宅でも行えるよう、端末の故障等に備える「端末保証」制度を設け、その費用の一部を保護者に負担してもらうため

2 端末保証制度の概要

市が生徒に貸与するタブレット型端末について、破損、故障、盗難等が発生した際の補償を行うための保険・保証制度

3 保護者負担額

負 担 額	生徒1人につき、1年度当たり6,000円
対 象 者	毎年5月1日（基準日）時点で本校に在籍している生徒の保護者
適用開始時期	令和8年度以降に入学した生徒の保護者より適用

4 徴収方法等

徴 収 方 法	学校長が保護者から徴収し、市へ納付する 保護者 ⇄ 学校長 ⇄ 市
そ の 他	・ 5月1日の基準日以降に、中途退学、休学、その他の事由で在籍状況に変更が生じた場合、保護者負担額の返還は行わない。 ・ 5月1日の基準日以降に、転入学したものは徴収しない。

5 その他の自己負担事項

学校以外での充電に係る電気料金、インターネット通信等に係る費用、周辺機器の購入費、その他、日常的または個別に発生する費用

6 規則施行日

令和8年4月1日

鹿屋市立鹿屋女子高等学校生徒用タブレット型端末の端末保証加入に係る保護者負担に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿屋市が保有する生徒用タブレット型端末の端末保証への加入に係る費用について、生徒の保護者から徴収する額及び当該徴収に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 端末保証 鹿屋市が生徒に貸与するタブレット型端末について、破損、故障、盗難等に係る補償を行うための保険その他の保証制度をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準じる者として市長が認める者をいう。
- (3) 保護者負担額 第2条第1号に定める端末保証への加入に係る費用をいう。

（保護者負担額の対象者）

第3条 保護者負担額の対象となる保護者は、保護者負担額を負担することに合意した者であって、かつ、毎年度5月1日時点（以下「基準日」という。）で鹿屋市立鹿屋女子高等学校に在籍する生徒の保護者とする。

（保護者負担額）

第4条 保護者負担額は、生徒1人につき、1年度当たり6,000円とする。なお、学校以外での充電及びインターネット通信等に係る費用、周辺機器の購入費その他日常的又は個別に発生する費用は、保護者が自己の負担とするものとする。

- 2 基準日以降に中途入学、中途退学、休学その他の事由により当該年度の在籍状況に変動が生じた場合であっても、保護者負担額の返還は行わない。

（保護者負担額の徴収等）

第5条 学校長は、保護者から保護者負担額を徴収し、当該年度末までに学年ごとに市に納入するものとする。

- 2 保護者負担額の徴収について、学校長から徴収を命ぜられた職員は、その職務の執行については鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第3条に規定する収納取扱員とみなす。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、令和8年度以降に入学した生徒の保護者に適用するものとする。

議案第24号

令和7年度教育委員会点検・評価について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年3月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和7年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の外部評価委員会により点検及び評価を行ったため、本案を提出するものである。

令和7年度教育委員会の点検・評価

1 目的

教育委員会の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、実施が義務付けられており、地域の実情と住民ニーズに応じ、より効果的な教育行政の推進に資するとともに事務事業の管理及び執行状況についての透明性の確保と、市民への説明責任を果たすことを目的に実施するもの。

2 委員（令和7年度）

分野	氏名	役職名
①学識経験者	志村 正子	元教育委員、元鹿屋体大教授
②地域・コミュニティ関係	本村 和明	吾平地区コミュニティ協議会会長
③保護者代表	今村 和也	鹿屋市PTA連絡協議会会長
④社会・文化教育関係	小田 美穂	家庭教育推進委員会委員
⑤産業経済関係	圓田 健作	鹿屋商工会議所青年部会長

3 評価の方法

(1) 内部評価：事業所管課による一次評価

所管課において、教育振興基本計画に位置付けられた施策の体系に関連する全ての事業について、自己評価シートにより進捗状況の点検を行った。

(2) 外部評価：外部評価委員による二次評価

一次評価で点検した事業の中から、特に重要と思われるものを7事業選定し、外部評価（二次評価）を実施していただいた。

4 実施日

第1回 令和8年2月9日（月） 15:00～17:00 場所：市役所 603 会議室
内容：外部評価の実施

第2回 令和8年3月6日（金） 15:30～17:00 場所：市役所 602 会議室
内容：外部評価のまとめ

5 外部評価の結果（まとめ）

番号	事業名等	外部評価（まとめ）
1	かのや授業力向上事業 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力向上の指標を実績に併せて下方修正したことは理解できる。鹿屋市教育振興基本計画の計画最終年度には全国平均を上回るべく取り組むとのことだが、特に成績下位層の児童生徒の学力向上について注力していただきたい。 ○ 授業力アップセミナー等を通じて、教職員の指導力向上に努め、子どもたちのやる気が増すような授業を行っていただきたい。
2	グローバル教育推進事業 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ かのや授業力向上事業と同様、様々な研修を通じて教員の資質向上に努め、英語力の向上を図っていただきたい。 ○ 英検の受検機会について、学校や教育委員会から積極的に情報提供を行い、一人でも多く英検受検者が増えることで、本市の子どもたちの英語力向上に繋げて頂きたい。 ○ 台湾との交流事業は今後も継続し、英語に慣れ親しむ環境を全ての小中学校で得られるようにしていただきたい。
3	こどもたちの笑顔プロジェクト～心の架け橋プロジェクト等の推進～ (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来年度実施予定のサテライトによる支援センターの開設等を通じ、不登校児童生徒に寄り添う体制を強化するとともに、不登校に至る原因について丁寧に調査を行い、問題解決に繋げていただきたい。 ○ 不登校児童生徒の保護者に対する情報提供や意見交換が出来る場を色々な形で提供し、同様な悩みを持つ方の一助となるようにしていただきたい。 ○ 不登校支援フォーラム等はなるべく広域で市外の方にも参加を呼びかけ、気軽に受講できるよう取り組んでいただきたい。
4	教育改革推進事業 (教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校統合の一番の当事者は児童生徒とその保護者であるため、今後も保護者等の意見を尊重しながら、児童生徒にとって最善の教育環境となるよう、学校規模適正化の取組を継続していただきたい。

5	小中学校大規模改造事業 (教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校大規模改造事業の新たなニーズとして、体育館の空調化も出てきており、導入に向けた検討を進める上では断熱化や導入に向けた優先度の考え方等についても整理していただきたい。 ○ トイレの洋式化については、児童生徒のニーズを把握し、清潔かつ快適なトイレ環境を整備していただきたい。
6	鹿屋寺子屋事業 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な寺子屋となるよう、指導者の確保に努めていただきたい。 ○ 学童と寺子屋の違いについて、保護者に理解を深めるための取組を今後進めていただきたい。 ○ 地域の伝統や文化など、色々な学びが出来る寺子屋の魅力について、情報発信を続けていただきたい。
7	地域で支える家庭教育推進事業 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育講演会等への参加者を増やすため、企業等にも協力を呼び掛けるなど、参加しやすい気運の醸成にも努めていただきたい。
8	文化のまち鹿屋魅力アップ事業 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校で芸術鑑賞した経験は、生きていく上で大事な糧のひとつとなり得るので、今後も継続して実施していただきたい。 ○ 素晴らしい芸術に触れる機会を提供していただき、魅力的なまちづくりを目指すことで、アートや音楽を活かしたまちづくりに繋げていただきたい。

※ 点検・評価の詳細については別添1を参照

議案第25号

鹿屋市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年3月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を受けて、教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）の概要

1 策定の背景

令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正を受けて、教育委員会に対し、教職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けるもの。

2 計画の位置づけ

- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画期間：令和8年度から11年度までの4年間

3 策定計画

- ・ 令和8年1月下旬～2月中旬 実施計画（案）の作成
- ・ 実施計画作業部会
教育総務課補佐、生涯学習課補佐、学校教育課担当
- ・ 実施計画検討委員会
教育次長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長

4 計画（案）の構成

（1）目標

- ・ 時間外在校等時間に関する目標

1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合	100%
1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間	30時間程度
1年間における時間外在校等時間	360時間以下
- ・ ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ストレスチェック集団分析「総合健康リスク」	90まで減少
高ストレス者の割合	10%以下
年間の年次有給休暇の平均取得日数	15日以上

（2）実施する業務量管理・健康確保措置の内容

服務を監督する教育委員会は、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえて、それぞれの業務の見直しについて反映するもの。

学校と教師の業務の3分類

参考資料

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 実施計画（案）は別添2を参照

議案第26号

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年3月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

大学等における修学の支援に関する法律等の一部改正に伴い、多子世帯への授業料等減免が拡充されたことから、鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部改正をしたので、本案を提出するものである。

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等減免規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式から別記第10号様式（その2）までを次のように改める。

※ 別記様式と新旧対照表は、それぞれ別添3と別添4を参照

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第27号

鹿屋市文化会館条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年3月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市文化会館の適正な維持管理を行うため、休館日及び冷暖房料を改める等、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市文化会館条例の一部を改正する条例（案）

鹿屋市文化会館条例（平成 18 年鹿屋市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 6 第 2 項を次のように改める。

2 文化会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

別表の備考を次のように改める。

備考 1 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 (1)施設使用料に定める浴室の使用料及び(2)設備等使用料は、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで、午後 6 時から午後 10 時までをそれぞれ 1 回として徴収する。

3 使用者がホールを使用する場合において、入場料を徴収しないが入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合をいう。）及び営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。

4 リハーサル室をリハーサル又は楽屋として使用する以外の場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるリハーサル室のそれぞれの使用料の額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

5 舞台準備、舞台練習等（ホールを使用して催物等を行う場合に限る。）のため舞台面のみを使用する場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるホールのそれぞれの使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。

6 使用許可の変更許可を受けてホール及びリハーサル室の使用時間を延長しようとする場合は 1 時間以内に限ることとし、その使用料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 午前 9 時以前の場合

午前 9 時から正午までの施設使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額

(2) 正午から午後 1 時までの場合

午前 9 時から正午までの施設使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額

(3) 午後 5 時から午後 6 時までの場合

午後 1 時から午後 5 時までの施設使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額

(4) 午後 10 時以降の場合

延長 1 時間ごとに午後 6 時から午後 10 時までの施設使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額

- 7 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間外において舞台面のみを使用する場合は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とみなす。）ごとに 1,150 円の使用料を徴収する。
- 8 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、(1)施設使用料に定める施設のそれぞれの使用料の額に、次に定める冷房料又は暖房料を加算した額を使用料として徴収するものとし、備考 6 の規定により使用時間を延長する場合も同様とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間とみなす。

施設の名称	冷房料又は暖房料
ホール（舞台面除く）	1 時間当たり 3,060 円
舞台面	1 時間当たり 660 円
リハーサル室	1 時間当たり 580 円
楽屋	1 時間当たり 290 円

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

鹿屋市文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前									
○鹿屋市文化会館条例 平成18年1月1日条例第204号 改正 平成19年6月29日条例第31号 平成26年3月26日条例第2号 令和元年7月3日条例第34号 鹿屋市文化会館条例 (使用時間等)										○鹿屋市文化会館条例 平成18年1月1日条例第204号 改正 平成19年6月29日条例第31号 平成26年3月26日条例第2号 令和元年7月3日条例第34号 鹿屋市文化会館条例 (使用時間等)									
第4条の6 文化会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。										第4条の6 文化会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。									
2 <u>文化会館の休館日は、次のとおりとする。</u>										2 <u>文化会館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。</u>									
<u>(1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）</u>																			
<u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u>																			
3 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時に開館することができる。										3 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時に開館することができる。									
別表（第9条関係）										別表（第9条関係）									
(1) 施設使用料										(1) 施設使用料									
使用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで			使用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
ホ	入場	平日	11,550	17,320	23,100	27,800	39,350	49,620		ホ	入場	平日	11,550	17,320	23,100	27,800	39,350	49,620	

改正後								
一 ル	料を 徴収 しない場 合		円	円	円	円	円	
		土・日	13,900	20,850	27,800	33,470	47,370	61,170
		休日	円	円	円	円	円	円
	入場 料を 徴収 する場 合	平日	19,670	30,050	37,480	47,370	67,050	84,270
		土・日	23,100	35,820	45,120	56,570	80,850	101,700
		休日	円	円	円	円	円	円
リハーサル室		1,150円	1,730円	1,730円	2,880円	3,460円	4,620円	
楽屋		1号室・570円		2号室・810円		3号室・1,150円		
		5号室・810円		6号室・810円				
浴室		1回1室につき		550円				

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	3,300円以内で教育委員会が定める額
楽器	1回1点につき	8,800円以内で教育委員会が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	2,200円以内で教育委員会が定める額
音響関係器具	1回1点につき	3,300円以内で教育委員会が定める額

改正前								
一 ル	料を 徴収 しない場 合		円	円	円	円	円	
		土・日	13,900	20,850	27,800	33,470	47,370	61,170
		休日	円	円	円	円	円	円
	入場 料を 徴収 する場 合	平日	19,670	30,050	37,480	47,370	67,050	84,270
		土・日	23,100	35,820	45,120	56,570	80,850	101,700
		休日	円	円	円	円	円	円
リハーサル室		1,150円	1,730円	1,730円	2,880円	3,460円	4,620円	
楽屋		1号室・570円		2号室・810円		3号室・1,150円		
		5号室・810円		6号室・810円				
浴室		1回1室につき		550円				

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	3,300円以内で教育委員会が定める額
楽器	1回1点につき	8,800円以内で教育委員会が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	2,200円以内で教育委員会が定める額
音響関係器具	1回1点につき	3,300円以内で教育委員会が定める額

備考1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

改正後	改正前
<p>備考 <u>1</u> 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</p> <p><u>2</u> (1)施設使用料に定める浴室の使用料及び(2)設備等使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回として徴収する。</p> <p><u>3</u> 使用者がホールを使用する場合において、入場料を徴収しないが入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合をいう。）及び営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。</p> <p><u>4</u> リハーサル室をリハーサル又は楽屋として使用する以外の場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるリハーサル室のそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p><u>5</u> 舞台準備、舞台練習等（ホールを使用して催物等を行う場合に限る。）のため舞台面のみを使用する場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるホールのそれぞれの使用料の額に100分の20を乗じて得た額とする。</p> <p><u>6</u> 使用許可の変更許可を受けてホール及びリハーサル室の使用時間を延長しようとする場合は1時間以内に限ることとし、その使用料は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 午前9時以前の場合</u> <u>午前9時から正午までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 正午から午後1時までの場合</u> 午前9時から正午までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p><u>(3) 午後5時から午後6時までの場合</u></p>	<p><u>2</u> 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。</p> <p><u>3</u> (1)施設使用料に定める浴室の使用料及び(2)設備等使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回として徴収する。</p> <p><u>4</u> 使用者がホールを使用する場合において、入場料を徴収しないが入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合をいう。）及び営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。</p> <p><u>5</u> リハーサル室をリハーサル又は楽屋として使用する以外の場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるリハーサル室のそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p><u>6</u> 舞台準備、舞台練習等（ホールを使用して催物等を行う場合に限る。）のため舞台面のみを使用する場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるホールのそれぞれの使用料の額に100分の20を乗じて得た額とする。</p> <p><u>7</u> 使用許可の変更許可を受けてホール及びリハーサル室の使用時間を延長しようとする場合は1時間以内に限ることとし、その使用料は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 正午から午後1時までの場合</u> 午前9時から正午までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p><u>(2) 午後5時から午後6時までの場合</u></p>

改正後	改正前																																
<p>午後1時から午後5時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p><u>(4)</u> 午後10時以降の場合</p> <p>延長1時間ごとに午後6時から午後10時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p><u>7</u> 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間外において舞台面のみを使用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）ごとに1,150円の使用料を徴収する。</p> <p><u>8</u> 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、(1)施設使用料に定める施設のそれぞれの使用料の額に、次に定める冷房料又は暖房料を加算した額を使用料として徴収する<u>ものとし、備考6の規定により使用時間を延長する場合も同様とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">冷房料又は暖房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール（舞台面除く）</td> <td style="text-align: right;">1時間当たり 3,060円</td> </tr> <tr> <td>舞台面</td> <td style="text-align: right;">1時間当たり 660円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td style="text-align: right;">1時間当たり 580円</td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td style="text-align: right;">1時間当たり 290円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	冷房料又は暖房料	ホール（舞台面除く）	1時間当たり 3,060円	舞台面	1時間当たり 660円	リハーサル室	1時間当たり 580円	楽屋	1時間当たり 290円	<p>午後1時から午後5時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p><u>(3)</u> 午後10時以降の場合</p> <p>延長1時間ごとに午後6時から午後10時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額</p> <p><u>8</u> 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間外において舞台面のみを使用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）ごとに1,150円の使用料を徴収する。</p> <p><u>9</u> 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、(1)施設使用料に定める施設のそれぞれの使用料の額に、次に定める冷房料又は暖房料を加算した額を使用料として徴収する。</p> <p><u>10</u> <u>備考7の規定により使用時間を延長する場合において、冷房装置又は暖房装置を使用するときは、当該使用時間を延長する際に備考7により算定した使用料に、備考7で掲げる使用時間の場合に応じ、備考9に定める冷房料又は暖房料の使用時間の区分の額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を使用料として徴収する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施設の名称、区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">使用時間</th> <th style="text-align: center;">午前9時から 正午まで</th> <th style="text-align: center;">午後1時から 午後5時まで</th> <th style="text-align: center;">午後6時から 午後10時まで</th> <th style="text-align: center;">午前9時から 午後5時まで</th> <th style="text-align: center;">午後1時から 午後10時まで</th> <th style="text-align: center;">午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">冷房</td> <td style="text-align: right;">8,210円</td> <td style="text-align: right;">11,100円</td> <td style="text-align: right;">11,100円</td> <td style="text-align: right;">19,200円</td> <td style="text-align: right;">22,100円</td> <td style="text-align: right;">30,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">暖房</td> <td style="text-align: right;">2,700円</td> <td style="text-align: right;">3,680円</td> <td style="text-align: right;">3,680円</td> <td style="text-align: right;">6,370円</td> <td style="text-align: right;">7,350円</td> <td style="text-align: right;">10,100円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称、区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	冷房	8,210円	11,100円	11,100円	19,200円	22,100円	30,300円	暖房	2,700円	3,680円	3,680円	6,370円	7,350円	10,100円
施設の名称	冷房料又は暖房料																																
ホール（舞台面除く）	1時間当たり 3,060円																																
舞台面	1時間当たり 660円																																
リハーサル室	1時間当たり 580円																																
楽屋	1時間当たり 290円																																
施設の名称、区分	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																										
		冷房	8,210円	11,100円	11,100円	19,200円	22,100円	30,300円																									
暖房	2,700円	3,680円	3,680円	6,370円	7,350円	10,100円																											

改正後	改正前							
								円
	リハーサル	冷房	1,520円	1,950円	1,950円	3,460円	4,000円	5,510円
	室	暖房	1,730円	2,270円	2,270円	4,000円	4,540円	6,270円
	楽屋	冷房	650円	870円	870円	1,520円	1,730円	2,380円
	暖房	870円	1,080円	1,080円	1,950円	2,160円	3,030円	

議案第28号

鹿屋市王子遺跡資料館条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年3月9日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市王子遺跡資料館の適正な維持管理を行うため、休館日を改めたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市王子遺跡資料館条例の一部を改正する条例（案）

鹿屋市王子遺跡資料館条例（平成18年鹿屋市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第2条の6第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

鹿屋市王子遺跡資料館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市王子遺跡資料館条例 平成 18 年 1 月 1 日条例第 207 号</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第 2 条の 6 資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。</p> <p>2 資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日)</u></p> <p><u>(2) 休日</u></p> <p><u>(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u></p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時に開館することができる。</p>	<p>○鹿屋市王子遺跡資料館条例 平成 18 年 1 月 1 日条例第 207 号</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第 2 条の 6 資料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。</p> <p>2 資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日</u></p> <p><u>(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)</u></p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を設け、若しくは臨時に開館することができる。</p>

報告(1) 鹿屋市立学校交流事業実施要領の一部改正について

(教育総務課)

改正後	改正前												
<p>○鹿屋市学校交流事業実施要領</p> <p>2 対象校</p> <p>(1) 学校交流事業</p> <p>以下の項目を満たす学校の交流であること。</p> <p>① 複式学級を有する学校との交流</p> <p>② 同じ中学校区にある小学校同士の交流</p> <table border="1" data-bbox="282 683 810 951"> <tr> <td>複式学級を有する学校</td> </tr> <tr> <td>・南小学校</td> </tr> <tr> <td>・西俣小学校</td> </tr> <tr> <td>・高隈小学校</td> </tr> <tr> <td>・大黒小学校</td> </tr> <tr> <td>・<u>祓川</u>小学校</td> </tr> </table> <p>3 対象経費</p> <p>児童・生徒の移動に要する<u>バス等</u>の借上げに係る費用の全額とし、次に掲げる回数を上限とする。</p>	複式学級を有する学校	・南小学校	・西俣小学校	・高隈小学校	・大黒小学校	・ <u>祓川</u> 小学校	<p>○鹿屋市学校交流事業実施要領</p> <p>2 対象校</p> <p>(1) 学校交流事業</p> <p>以下の項目を満たす学校の交流であること。</p> <p>① 複式学級を有する学校との交流</p> <p>② 同じ中学校区にある小学校同士の交流</p> <table border="1" data-bbox="1299 683 1827 951"> <tr> <td>複式学級を有する学校</td> </tr> <tr> <td>・南小学校</td> </tr> <tr> <td>・西俣小学校</td> </tr> <tr> <td>・高隈小学校</td> </tr> <tr> <td>・大黒小学校</td> </tr> <tr> <td>・<u>鶴峰</u>小学校</td> </tr> </table> <p>3 対象経費</p> <p>児童・生徒の移動に要する<u>バス</u>借上げに係る費用の全額とし、次に掲げる回数を上限とする。</p>	複式学級を有する学校	・南小学校	・西俣小学校	・高隈小学校	・大黒小学校	・ <u>鶴峰</u> 小学校
複式学級を有する学校													
・南小学校													
・西俣小学校													
・高隈小学校													
・大黒小学校													
・ <u>祓川</u> 小学校													
複式学級を有する学校													
・南小学校													
・西俣小学校													
・高隈小学校													
・大黒小学校													
・ <u>鶴峰</u> 小学校													

報告(2) 鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部改正について

(教育総務課)

鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後		改正前	
○鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程 平成24年1月11日教育委員会訓令第1号 別表(第2条関係)		○鹿屋市立小中学校学校事務支援室運営規程 平成24年1月11日教育委員会訓令第1号 別表(第2条関係)	
(略)		(略)	
鹿屋市立田崎中学校	鹿屋市立田崎小学校 鹿屋市立吾平小学校 鹿屋市立下名小学校 鹿屋市立吾平中学校	鹿屋市立田崎中学校	鹿屋市立田崎小学校 鹿屋市立吾平小学校 <u>鹿屋市立鶴峰小学校</u> 鹿屋市立下名小学校 鹿屋市立吾平中学校
(略)		(略)	

報告(3) かのやこどもPR大使 台湾派遣事業の実施報告について

(学校教育課)

1 事業目的

海外研修を通し、地球規模で様々な問題を考え、郷土の魅力を生かして能動的に課題解決に向けた行動を起こす「グローバル人材」の育成を図る。

2 派遣概要

(1) 派遣期間：令和8年2月24日(火)～2月28日(土)【4泊5日】

(2) 派遣先：台湾 台北市内(協定校及び国立台北教育大学)

(3) 参加者：計12名(児童生徒9名、教職員2名、指導主事1名)

所属校	学年	名前	体験校
鹿屋女子高	3年	野崎 千春	ジンメイ女子高(鹿屋女子高協定校)
鹿屋女子高	2年	東別府 愛依	ジンメイ女子高(鹿屋女子高協定校)
第一鹿屋中	2年	城戸 有里乃	レンアイ中(第一鹿屋中協定校)
第一鹿屋中	1年	三野宮 稟	レンアイ中(第一鹿屋中協定校)
鹿屋東中	1年	谷 彩花	チェンジェン中(鹿屋東中協定校)
東原小	6年	坂元 彩葉	国立台北教育大学附属小(鹿屋小・東原小協定校)
大始良小	6年	宮園 廉士朗	国立台北教育大学附属小(鹿屋小・東原小協定校)
野里小	6年	米村 優希	チャンチュン小(野里小協定校)
吾平小	6年	神田 麻衣	チャンチュン小(野里小協定校)

所属	役職	名前
学校教育課	指導主事	東條 勇希
串良中	英語教諭	新原 拓也
第一鹿屋中	英語教諭	佐藤 まりこ

3 研修日程と主な活動実績

第1日(2月24日) 出発式、台湾へ移動、ホストファミリーと対面

第2・3日(2月25日～26日)

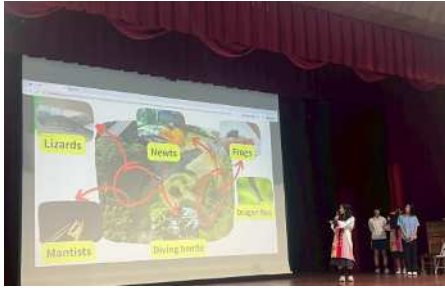
台北市内の学校にて学校体験。現地生徒と共に授業を受け、鹿屋市のPRプレゼンテーションや「カンパチダンス」の披露を実施

第4日(2月27日) 台北市内の観光・文化研修

第5日(2月28日) 帰国、解団式

4 研修成果と具体的活動

(1) 鹿屋市 PR プレゼンテーション



【写真1】1700人の全校生徒前での鹿屋PRプレゼン



【写真2】カンパチダンス披露

初めて、レンアイ中学校に行きました。最初、プレゼンテーションをするために体育館に行ったとき、人の多さにとてもびっくりしました。とても緊張して胸がはじけそうでした。でも、練習した通りに勇気を出して、プレゼンをしたら、とても楽しんでくれていて、「練習して良かったな」と思いました。その後の踊りも完璧に踊ることができ、鹿屋のことについて知ってもらえたと思います。

(2) 学校体験・ホームステイ



今日は、最後の学校で茶道と鹿屋のお茶について紹介する時間を作ってもらいました。普通の授業では、グループ活動を行っていて、中国語から漢字で書かれているものは少し理解できるので少し参加できたなと感じました。放課後にホームステイ先に帰ると、お土産をくれました。お父さんはいなかったですが、たくさん写真を撮ることができました。ホテルのロビーでお別れをするとき、いろいろな思い出が蘇ってきて泣きそうになりました。

5 今後の予定

【帰国報告会】

- ・ 日時：令和8年3月27日（金）9：30～10：30
- ・ 場所：市役所7階大会議室
- ・ 内容：市長・教育長に対し、台湾での学びや気づきを報告する。

報告(4) 第10回 キッズビジネスタウン®の実施について

(学校教育課 鹿屋女子高等学校)

1 目 的

「子どもたちがつくる、子どもたちの街」を合言葉に、小学生が市民となり、「みんなで働き・学び・遊び、共に協力しながら街を運営し、社会のしくみを学ぶ」子どもたちのキャリア意識の醸成を目的とする。

本校生徒は、授業で学んだ知識を活用し、イベントを運営することで、学習内容の理解を深化し、実践力を身につけたり、外部団体と連携することで、責任感とコミュニケーション能力を育成する。

2 開催日時 令和8年2月21日(土) 9時30分～14時00分

3 会 場 鹿屋女子高等学校(本館)

4 参加者 小学生3年生から6年生の児童 150名
小学生1・2年生は消費活動のみ参加 50名 保護者 約100名
(参考 令和7年度参加者 小学生 約300名、保護者 約100名)

5 店舗ブース

(1)参加生徒

情報ビジネス科 1年9ブース・2年9ブース・3年 14ブース
生活科学科 1ブース 軽音楽部、インターアクトクラブ2ブース(合計:35ブース)

(2)内容 各種ものづくり教室、お仕事体験など (お仕事体験ブース)

(消費活動のみ)

消防署	テレビ局	わくわくこども園
自衛隊	ラジオ局	第一リハビリ病院
警察署	AIでWebサイト	ロボット開発
銀行	キッズ薬局	介護体験
税務署	野菜屋さん	宇宙飛行士 等

タピオカ屋さん	ビーズ工房
缶バッジ工房	シール工房
スライム工房	プリクラ 等

【外部企業等協力団体】

- ・防衛省自衛隊鹿児島地方協力本部 ・大隅肝属地区消防組合中央消防署 ・鹿屋警察署
- ・鹿屋商工会議所青年部 ・鹿屋市薬剤師会 ・鹿児島女子短期大学 ・鹿児島純心女子短期大学
- ・第一幼児教育短期大学 ・鹿児島県理容美容専門学校・鹿児島第一医療リハビリ専門学校 等

6 参加者の主な感想 (アンケート結果)

- ・消防車に乗って怖かったけれど楽しかったです!
- ・自分が好きなものを買えたり、仕事や体験をすることができて楽しかった
- ・もっともっとやってみたい
- ・来年は仕事をして給料をもらいたい
- ・勉強もできて楽しかった
- ・何度きても笑顔で迎えてくれる
- ・包帯の巻き方が色々あることを知れてよかった
- ・いい思い出になった
- ・みんな親切に接してくれた
- ・自分で仕事をして物を買うのが楽しかった
- ・ワッフル屋さんでは私に優しく接してくれたし、かわいい帽子やふうせんをくれた。
- ・純短トラベルでは、分からないことがあったら優しく教えてくれた。
- ・また参加したいです。(40)
- ・楽しかったです(35)
- ・学生さんたちのおかげで楽しく過ごせました(3)
- ・優しく教えてくれたり、たくさんお話をしてくれたりしたからよかった(3)
- ・職業体験をして、具体的に将来の夢を描くことができたのではないかと思います。(保護者)
- ・普段できない色んな体験をすることができた。(保護者)
- ・気になる仕事を体験して今後の仕事選びのためになったと思います。(保護者)

7 イベント実施風景



キッズ保育園



宇宙飛行士



ビューティーサロンRIBI



シール工房



消防署



プログラミング開発



第一リハビリ病院



ビーズ工房

報告(5) 鹿屋寺子屋シンポジウムについて

(生涯学習課)

1 目的

鹿屋寺子屋事業について、活動発表や講演を聴くことによって事業の事例を参考に、それぞれの取組について成果と課題について考え、今後の寺子屋事業の展望と方向性を探る。

2 日時 令和8年2月16日(月) 13:30~16:25

3 場所 リナシティかのや 3階 ホール

4 対象

寺子屋指導員、町内会長、民生・児童委員、市内小中学校長・教頭・教職員、PTA会員、市民会議構成団体、一般市民等

5 日程等

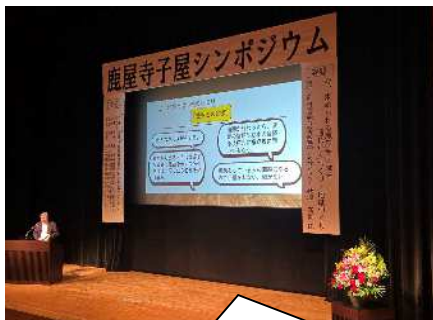
- (1) 開場 13:00~13:30
- (2) 開会行事(教育次長あいさつ) 13:30~13:35
- (3) 鹿屋寺子屋事業説明 13:35~13:50
- (4) 活動発表 13:50~14:20
ア 寿北ランラン塾 イ 寺子屋ひがっばい塾
- (5) パネルディスカッション 14:20~14:50
コーディネーター: 宇井 知隆 (鹿屋市教育委員会生涯学習課長)
パネラー: 松元 武子 氏 (寿北ランラン塾指導員)
川崎 勝 氏 (寺子屋ひがっばい塾塾長)
伊藤 太 氏 (鹿屋市立寿北小学校長)
猿渡 智衛 氏 (文部科学省総合教育政策局CSマイスター)
- (6) 講演 15:00~16:20
講師: 猿渡 智衛 氏 (文部科学省総合教育政策局CSマイスター)
演題: 「今、求められる鹿屋寺子屋事業を通じた人づくり・地域づくり」
- (7) 閉会行事 16:20~16:25

6 参加者数 137人

7 アンケート結果より

- ・ 事例発表やパネルディスカッション等を通して、他の寺子屋の取組を知ることができ、有意義であった。
- ・ 子どもを取り巻く環境が変化していく中で、周りにいる大人の関わり的重要性を痛感し、協力できることを取り組んでいきたいと思った。
- ・ 寺子屋事業が子どもたちの学習面だけでなく、地域づくりにつながっていくことを学ぶことができた。
- ・ 寺子屋の指導員として、どのように指導すればよいか考えさせられるシンポジウムだった。

8 当日の様子



2つの寺子屋に、それぞれの活動状況について成果と課題を踏まえ、発表していただいた。



これまでの寺子屋事業の反省と今後の寺子屋事業の方向性について意見交換を行った。



寺子屋事業における居場所やネットワーク、地域づくりについて講演をしていただいた。

報告(6) 高校生ミュージカルヒメとヒコについて

(生涯学習課)

- 1 日時 令和8年2月21日(土)・2月22日(日) 2日間(2公演)
- 2 会場 リナシティかのや 3階ホール
- 3 来場者数 589名(1日目 282名、2日目 307名) ※客席320席

4 内容

「はじまりの章 ある王の物語」

大隅地域の普通の高校生が、大隅の古墳を訪れた際に、石棺の中の一对の遺骨を見つける。時空考査に巻き込まれ、古代の奄美大島への冒険が始まる。自然や人々、争いなどを体験しながら学んでいく物語。

5 アンケート結果について(抜粋) 総数:214件

公演全体の質の高さや観客の強い感動が伝わる意見がありました。

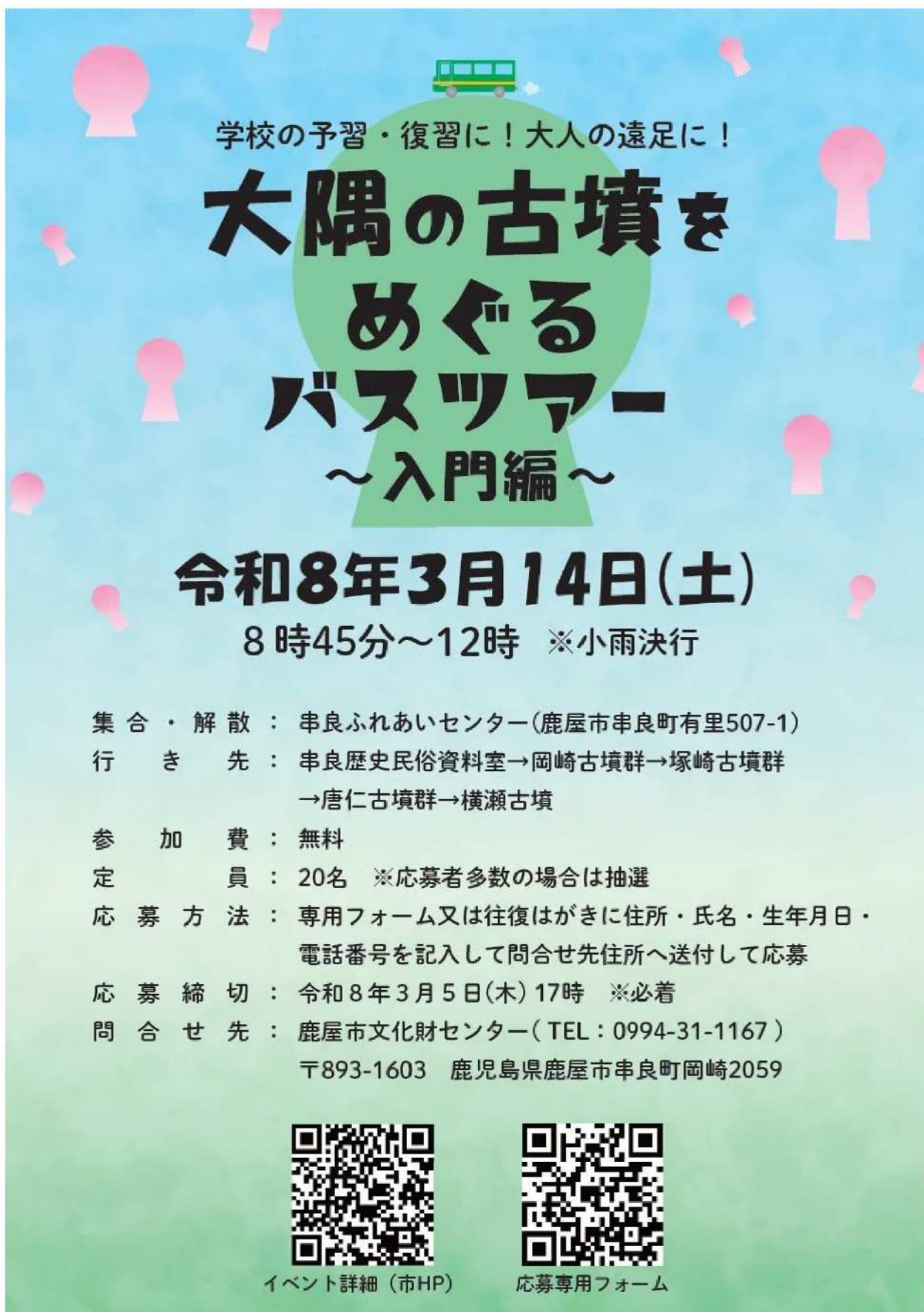
- とても感動しました。物語の展開を知っているのに心を動かされて、涙が出ました。皆さんの歌が、言葉が、ダンスが、まっすぐ心にささりました。浄化されて元気が出ました。ありがとうございます。
- 高校生の本気を見ました。歌、ダンス、演技に一人ひとり気を抜くことなく舞台を作り上げようとする気持ちが見られました。生演奏や生歌のバンドの皆様もなくてはならない存在です。
- 去年初めて見てから今回をすごく楽しみにしていました。待ったかいがあって、ストーリーも演技も声も音楽もダンスも演出もすごくスケールアップしていて、とても感動しました！
- 本当に本当に本当に素晴らしい公演でした。こんなに立派な高校生がいる大隅がとても素敵なところに思えます。



「大隅大好き」と叫ぶシーン



キャスト全員の様子




学校の予習・復習に！大人の遠足に！

大隅の古墳を めぐる バスツアー ～入門編～


令和8年3月14日(土)
8時45分～12時 ※小雨決行

集合・解散：串良ふれあいセンター(鹿屋市串良町有里507-1)
行き先：串良歴史民俗資料室→岡崎古墳群→塚崎古墳群
→唐仁古墳群→横瀬古墳

参加費：無料
定員：20名 ※応募者多数の場合は抽選
応募方法：専用フォーム又は往復はがきに住所・氏名・生年月日・
電話番号を記入して問合せ先住所へ送付して応募
応募締切：令和8年3月5日(木) 17時 ※必着
問合せ先：鹿屋市文化財センター(TEL：0994-31-1167)
〒893-1603 鹿児島県鹿屋市串良町岡崎2059



イベント詳細(市HP)



応募専用フォーム